

運 営 規 程

社会福祉法人 旭川健翔会
グループホームあさがお

社会福祉法人 旭 川 健 翔 会 グループホームあさがお 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人旭川健翔会(以下、「事業者」という。)が運営するグループホームあさがお(以下、「事業所」という。)において行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にあるご利用者(以下、「ご利用者」という。)に対し、適正な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、介護保険法等の主旨に沿って、ご利用者の意思及び人格を尊重し、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- 2 事業の実施に当たっては、ご利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めます。
- 3 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 4 事業所は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 グループホーム あさがお
- (2) 所在地 旭川市豊岡4条6丁目4番27号

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所(1ユニットにつき)に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。

(2) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する特別養護老人ホーム、医療機関等との連絡、調整を行います。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、ご利用者の健康管理、医療との連携支援を行います。

(4) 介護職員 3名以上

介護職員は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、ご利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

(入居定員)

第5条 事業所の入居定員は2ユニット18名（1ユニット9名）とします。

(居室の利用)

第6条 ご利用者が利用する居室は、一人部屋です。

(食 堂)

第7条 ご利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、テーブル・いすなどの備品類を備えております。

(その他の設備)

第8条 その他の設備として、居間、台所、浴室、消火設備等、非常災害に際して必要な設備、その他ご利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けております。

(事業の内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第9条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は、次の（1）から（5）のとおりとし、ご利用者が自立した日常生活を営むことができるように、適切な技術を持って次のとおり介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- (1) 入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 健康管理
- (4) 日常生活の中での機能訓練
- (5) ご利用者の必要に応じた相談・援助等

2 サービス提供の開始に際しては、サービス利用申込者又はそのご家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(入居条件)

第10条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確認します。
また、次の各号の入居条件を満たしているか確認します。

- (1) 旭川市の介護保険被保険者であること。
- (2) 要介護または要支援2の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること。
- (3) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (4) 自傷他害の恐れがないこと。
- (5) 常時医療機関において治療の必要のないこと。
- (6) 他のご利用者に伝染する疾患のないこと。

(退去条件)

第11条 ご利用者が次の各項に該当する場合、退居していただくものとします

- (1) 要介護の認定更新において、自立もしくは要支援1と認定された場合。
- (2) ご利用者が死亡、もしくは被保険者資格を喪失した場合。
- (3) ご利用者が病気の治療その他の理由により、1ヶ月以上事業所を離れることが決まりその移転先が確定したとき。
- (4) ご利用者が他の介護施設等への入居が確定したとき。
- (5) ご利用者及び代理人が正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を2ヶ月滞納し、支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
- (6) 伝染性疾患により、他のご利用者の生活また健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつご本人の退居の必要があるとき。
- (7) ご利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつご本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき。
- (8) ご利用者又は利用者代理人等が故意に法令その他別途契約する利用契約に違反し、改善の見込みがないとき。

2 退居に際しては、ご利用者及び代理人ご家族の意向を踏まえたうえで他のサービス提供機関等と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行います。

(介護計画の作成)

第12条 事業の提供を開始する際には、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びにご家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書を個別に作成します。

- 2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書の作成に当っては、地域活動への参加の機会の提供等により、ご利用者の多様な活動の確保に努めます。
- 3 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書の作成に当っては、その内容をご利用者又はご家族に対して説明し、ご利用者の同意を得て計画書を交付します。
- 4 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書の作成後において、事業所の他の介護従業者と連携して実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行います。

(サービスの取り扱い方針)

第13条 事業所は、サービスの提供開始に際して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、ご利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はそのご家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画のサービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

（相談及び援助）

第14条 事業所は、常にご利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はそのご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

（社会生活上の便宜の供与など）

第15条 事業所には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。

- 2 事業所は、ご利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、ご利用者又はそのご家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 事業所は、常にご利用者のご家族との連携を図り、ご利用者とご家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

（利用料及びその他の費用）

第16条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、ご利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

- 2 前項1に定めるもののほか、ご利用者から費用の支払いを受けるものは別紙「利用料金表」の額とします。
- 3 事業所は、前1項に定めるもののほか、次に掲げる費用を徴収します。

(1) 日常生活費	実費
(2) おむつ代	実費
(3) 理美容代	実費
(4) レクリエーション・クラブ活動費	実費
(5) 上記利用料について入院等で利用しない場合には日割り計算をします。	
(6) その他、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、ご利用者が負担することが適当と認められるもの。	
- 4 サービスの提供に当たって、ご利用者又はそのご家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、ご利用者又はそのご家族の同意を得ます。

(利用料の変更等)

第17条 事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、ご利用者又はそのご家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

3 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居住に要する費用
- (3) 介護報酬告示上の額に基づきご利用者が選定する特別の食事の提供に要する費用
- (4) 理美容代
- (5) その他、(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、ご利用者が負担することが適当と認められるもの。

(喫 煙)

第18条 喫煙は、屋外の喫煙場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

(飲 酒)

第19条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

(衛生保持)

第20条 ご利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

(禁止行為)

第21条 ご利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他のご利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 ご利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(従業者の服務規程)

第23条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- (1) ご利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(利用者の権利)

第24条 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち、尊厳を維持します。
- (2) 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供し、個人の自由や好み、及び主体的な決定を尊重します。
- (3) 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境での生活を保障します。
- (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的にを行います。
- (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を行います。
- (6) ご家族や大切な人との通信や交流の自由を保ち、個人情報を守ります。
- (7) 地域社会の一員として生活・選挙その他一般市民としての行為を保障します。
- (8) 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。
- (9) 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けます。

(利用者の義務)

第25条 ご利用者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関して以下の義務を負います。

- (1) ご利用者の能力や健康状態について情報を正しく事業所に提供すること。
- (2) 他のご利用者やその訪問者及び従業者の権利を不当に侵害しないこと。
- (3) 特段の事情がない限り、事業所の取り決めやルール及び事業所又はその協力医師の指示に従うこと。ただし、ご利用者が、介護や医療に関する事業所又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業所に提示し、それによって起こるすべてについてご利用者が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- (4) 事業所が提供する各種サービスに異議がある場合に、速やかに事業所に知らせること。
- (5) 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業所への立ち入り調査についてご利用者及び契約者は協力すること。

(利用者の解約権)

第26条 ご利用者は事業所に対して、契約満了希望日の1ヶ月前までに通知することにより、契約を解約することができます。なおこの場合、事業所はご利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、ご利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合には、直ちに契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、ご利用者は文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができます。

(1) 事業所が、正当な理由なくサービスを提供しないとき。

(2) 事業所が、ご利用者やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき。

(造作・模様替え等の制限)

第27条 ご利用者及び契約者は、居室に造作・模様替えをするときは、事業所に対してあらかじめ書面によりその内容を届け出て、事業所の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費はご利用者及び契約者の負担とします。

2 ご利用者及び契約者は、事業所の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。

3 ご利用者及び契約者は、居室以外の事業所内の造作・模様替え等をしてはなりません。

(衛生管理等)

第28条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(個人情報の保護)

第29条 事業所は、ご利用者又はご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

2 事業所が得たご利用者又はご家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者又はご家族の同意を、あらかじめ書面により得ます。

3 事業所は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(身体的拘束等の禁止)

第30条 事業所は、ご利用者に対する身体的拘束等その他行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとします。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(虐待防止に関する事項)

第31条 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置します。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(業務継続計画の策定等)

第32条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(緊急時の対応)

第33条 従業者は、ご利用者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ管理者に報告する義務を負います。

また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第34条 事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及びご利用者のご家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

(賠償責任)

第35条 事業者は、サービスの提供に当たっては故意又は過失により、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

(2) ご利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにないことに専ら起因して損害が発生した場合。

(3) ご利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。

(4) ご利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(非常災害対策)

第36条 事業所は、非常災害時においては、ご利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、ご利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

(地域との連携)

第37条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

(運営推進会議)

第38条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置します。

2 事業所は、運営推進会議を2ヶ月に1回開催して活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望・助言等を聞く機会を設けます。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

(勤務体制等)

第39条 事業所は、ご利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

2 事業所は、従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。

(記録の整備)

第40条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 事業所は、ご利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

(苦情処理)

第41条 事業所は、ご利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置をするなど必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、ご利用者からの苦情に関する調査に協力します。
市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業所は、サービスに関するご利用者からの苦情に関して、北海道国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、北海道国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(ハラスメントの防止・対応)

第42条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによる従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者がご利用者・ご利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合やご利用者・ご利用者の家族等が事業所の指示に従っていただけない場合は、サービスの提供を制限することができるものとします。

(掲 示)

第43条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資する運営規程の重要事項を掲示するとともに、ウェブサイトに掲載します。

(協力医療機関等)

第44条 事業所は、入院等の治療を必要とするご利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 事業所は、治療を必要とするご利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

(その他運営に関する留意事項)

第45条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質の向上のために研修の機会を設けます。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人旭川健翔会とグループホームあさがおの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(裁判管轄)

第46条 契約に関する紛争の訴えは、ご利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることとします。

(契約外事項)

第47条 契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

附 則

この規程は、平成20年10月15日から施行します。

この規程は、平成22年4月1日から施行します。

この規程は、平成23年4月1日から施行します。

この規程は、平成23年8月1日から施行します。

この規程は、平成24年4月1日から施行します。

この規程は、平成26年4月1日から施行します。

この規程は、平成28年1月1日から施行します。

この規程は、平成30年4月1日から施行します。

この規程は、令和4年4月1日から施行します。

この規程は、令和7年4月1日から施行します。

利用料金表

令和6年6月1日施行
グループホームあさがお

〔介護保険負担〕（1割負担：30日の場合）

区 分							介護保険負担計 (B)
介護 予防	支 援 2	1 ヶ 月	介護予防認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)(基本報酬)	サービス提供体制強 化加算(Ⅲ)	科学的介護 推進体制加算	小計(A)	
			22,470円	180円	40円	22,690円	26,729円
要 介 護	介 護 1 介 護 2 介 護 3 介 護 4 介 護 5	1 ヶ 月	認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ) (基本報酬)	医療連携体制加算 (Ⅰ)A	サービス提供体制強 化加算(Ⅲ)	科学的介護 推進体制加算	介護保険負担計 (B)
			22,590円	1,110円	180円	40円	28,178円
			23,640円	1,110円	180円	40円	29,415円
			24,360円	1,110円	180円	40円	30,263円
			24,840円	1,110円	180円	40円	30,828円
			25,350円	1,110円	180円	40円	31,429円

※その他加算：初期加算・看取り介護加算・退去時情報提供加算・退去時相談援助加算に該当した場合は合わせて請求させていただきます。

※一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割・3割となる場合がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

〔介護保険外負担：30日の場合〕

区 分		5月～9月	10月～4月
食 材 料 費	1日 1,200円	36,000円	36,000円
光 熱 水 費	1ヶ月	21,000円	21,000円
冬期燃料代	1ヶ月	—	10,000円
家 賃	1ヶ月	28,000円	28,000円
介護保険外負担計	(C)	85,000円	95,000円

※日割計算は暦の日数での計算とさせていただきます。

〔支払合計額：30日の場合〕

			5月～9月	10月～4月
介護 予防			支払金額 (B+C)	支払金額 (B+C)
	支援 2	1ヶ月	111,729円	121,729円
要 介 護			支払金額 (B+C)	支払金額 (B+C)
	介護 1	1ヶ月	113,178円	123,178円
	介護 2	1ヶ月	114,415円	124,415円
	介護 3	1ヶ月	115,263円	125,263円
	介護 4	1ヶ月	115,828円	125,828円
	介護 5	1ヶ月	116,429円	126,429円

旭川市豊岡4条6丁目4番27号

グループホーム あさがお

電話 0166-38-6121